

兵庫県公報

平成21年3月24日 火曜日 第2066号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○平成21年度調理師試験の実施（生活衛生課）	2
○平成21年度製菓衛生師試験の実施（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（社会援護課）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	9
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	9
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	10
○県営土地改良事業の換地処分（同）	10
○国土調査の成果の認証（同）	10
○家畜の検査の実施（畜産課）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	14
○牛の炭そ予防注射の実施（同）	15
○漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	15
○漁船保険の付保義務の発生（同）	15
○基本測量が終了した旨の届出（契約管理課）	16
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	16
○同 上（同）	16
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	17
○同 上（同）	17
○道路の区域の変更（同）	18
○中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（街路課）	18
○兵庫県土地利用基本計画の一部変更（都市政策課）	19
○市街地再開発組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	19
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	19
○大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	20
○同 上（同）	21
○同 上（同）	22
○県立淡路病院建替に係る建築設計業務の委託者選定プロポーザルの実施（営繕課）	23
企業庁公告	
○入札公告（姫路利水事務所）	24
選挙管理委員会告示	
○平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	27
教育委員会規則	
○教育財産管理規則の一部を改正する規則	28
○教育キャンプ用具利用規則を廃止する規則	29
教育委員会告示	
○兵庫県指定重要有形文化財等の指定	29
道路公社公告	
○播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の改築工事の完了	30

公布された法令のあらまし

●教育財産管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第2号）

事務改善の一環として、教育財産目的外使用許可の期間の上限を引き上げることとし、所要の整備を行うこととした。

●教育キャンプ用具利用規則を廃止する規則（教育委員会規則第3号）

キャンプ用具の普及に伴い、各種青少年団体の利用実態がないことから、教育キャンプ用具利用規則を廃止することとした。

告 示

兵庫県告示第320号

調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。）第3条の2第1項の規定により、平成21年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成21年7月12日（日）午後1時から午後3時まで

2 試験場所

神戸市、姫路市、伊丹市、加古川市、豊岡市、篠山市及び淡路市
なお、詳細については、受験票により出願者に通知する。

3 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は法附則第3項に規定する者で、次に掲げる施設又は営業で2年以上調理業務に従事した者

- (1) 寄宿舎、学校、病院等の施設であって、飲食物を調理して供与（1回20食以上又は1日50食以上）する者
- (2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業、魚介類販売業及びそうざい製造業

5 出願手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課及び各健康福祉事務所（新温泉健康福祉事務所を除く。）並びに神戸市（各衛生監視事務所）、姫路市保健所、尼崎市保健所及び西宮市保健所（以下これらを「受付機関」という。）において平成21年4月から配布する。

イ 学校教育法第57条に規定する者等であることを証する書類 1通

ウ 調理業務従事証明書（2年以上の調理実務経験を有することを証するもの） 1通

エ 写真 1枚

出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、名刺型のものとし、所定の台紙に貼り付けること。

なお、上記イ及びウの書類に記載されている氏名等が願書提出時の氏名等と異なるときは、当該書類のほか、戸籍の謄本又は抄本等を提示すること。

(2) 提出期間

平成21年5月11日（月）から同月18日（月）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(3) 提出先

ア 就業地又は住所地を管轄する受付機関（兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課を除く。）

イ 就業地及び住所地がともに県外にある者は、兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課
（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

(4) 手数料

6,100円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後は、手数料は返還しない。

6 合格者の発表

平成21年 8月17日（月）午前10時から、各受付機関において、合格者の受験番号を掲示する。

7 試験についての問い合わせ先

(1) 各健康福祉事務所（新温泉健康福祉事務所を除く。）、神戸市（各衛生監視事務所）、姫路市保健所、尼崎市保健所及び西宮市保健所

(2) 兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課食品衛生係

電話（078）362-3257



兵庫県告示第321号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、平成21年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成21年 3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

平成21年 7月12日（日）午後1時から午後3時まで

2 試験場所

神戸市、姫路市、伊丹市、加古川市、豊岡市、篠山市及び淡路市

なお、詳細については、受験票により出願者に通知する。

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学並びに製菓理論及び実技に関する筆記試験。ただし、職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち、製菓理論及び実技に関する筆記試験の免除を受けることができる。

4 受験資格

次のいずれかの一に該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は法附則第3項に規定する者で、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 学校教育法第57条に規定する者又は法附則第3項に規定する者で、2年以上菓子製造業に従事した者

(3) 学校教育法第57条に規定する者又は法附則第3項に規定する者以外の者で、法の施行（昭和41年12月26日）の際、現に菓子製造業に従事しており、その期間が法の施行の日において、3年を超えている者又は法の施行の日後3年を超えるに至った者

5 出願手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課及び各健康福祉事務所（新温泉健康福祉事務所を除く。）並びに神戸市（各衛生監視事務所）、姫路市保健所、尼崎市保健所及び西宮市保健所（以下これらを「受付機関」という。）において平成21年4月から配布する。

イ 次表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定める提出書類 1通

区 分	提 出 書 類
上記4(1)に該当する者	厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該施設の長の証明書又は卒業証書（写し）（卒業証書（写し）の場合は原本を提示すること。）
上記4(2)に該当する者	(7) 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業証書（写し）（卒業証書（写し）の場合は原本を提示すること。） (4) 菓子製造業務従事証明書

上記4(3)に 該当する者	菓子製造業務従事証明書
------------------	-------------

なお、上記提出書類に記載されている氏名等が願書提出時の氏名等と異なるときは、当該書類のほか、戸籍の謄本又は抄本等を提示すること。

ウ 写真 1 枚

出願前3月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、名刺型のものとし、所定の台紙に貼り付けること。

(2) 提出期間

平成21年5月11日(月)から同月18日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(3) 提出先

ア 就業地又は住所地を管轄する受付機関(兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課を除く。)

イ 就業地及び住所地がともに県外にある者は、兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課
(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 手数料

9,400円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後は、手数料は返還しない。

6 合格者の発表

平成21年8月17日(月)午前10時から、各受付機関において、合格者の受験番号を掲示する。

7 試験についての問い合わせ先

(1) 各健康福祉事務所(新温泉健康福祉事務所を除く。)並びに神戸市(各衛生監視事務所)、姫路市保健所、
尼崎市保健所及び西宮市保健所

(2) 兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課食品衛生係

電話 (078) 362-3257



兵庫県告示第322号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
ヘルパーステーション あゆみ	尼崎市塚口町4-46-1	株式会社スマイルハート	訪問介護・介護予防 訪問介護	平成20年8月1日
訪問看護ステーション すずらん	同 市大庄西町2-29-15	尼崎医療生活協同組合	訪問看護・介護予防 訪問看護	同 年9月13日
訪問看護ステーション のむら	同 市大物町1-10-26	医療法人社団秀和会	訪問看護・居宅介護 支援・介護予防訪問 看護	同 年6月1日
ライフサポート咲	同 市東園田町4-9-1 エクシード園田北号	株式会社パティオ咲	居宅介護支援	平成19年10月22日
ケアプランセンターび ーぶる	同 市富松町3-5-20 サ ンパレス武庫之荘	特定非営利活動法人び ーぶる	同 上	平成20年6月1日
マルガリータ栗山	同 市栗山町1-17-1	株式会社マルガリータ	介護予防通所介護	同 年8月1日

訪問介護ぽけっと	同 市富松町3-36-3 セシル富松101	有限会社サンクエスト	居宅介護支援	同 年9月1日
ゆいまーる	同 市戸ノ内町3-30-12	株式会社ゆいまーる	訪問介護・介護予防訪問介護	同
訪問介護ステーションあどばん	同 市上坂部3-18-3	株式会社あどばん	同 上	同
けあぶらんADVAN	同 上	同 上	居宅介護支援	同
ひかり調剤薬局	尼崎市南武庫之荘1-23-15-102	有限会社グローリー	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	同
あまもくケアセンター	同 市東難波町5-26-6	あまもく工業株式会社	通所介護・介護予防通所介護	同
すこやかリハビリデイサービス	同 市南塚口町5-5-29	有限会社すこやか	同 上	同
有限会社ハミング居宅介護支援事業所	同 市浜田町2-90-6	有限会社ハミング	居宅介護支援	平成20年8月1日
ハローサービス	明石市北朝霧丘1-1629-40	ハローサービス株式会社	訪問介護・介護予防訪問介護	同 月7日
カサブランカヘルパーステーション	同 市大久保町八木642-6	有限会社エイプラスアール	同 上	平成20年7月1日
カサブランカ居宅介護支援センター	同 上	同 上	居宅介護支援	同
明石愛老園デイサービスセンター錦が丘	明石市魚住町錦が丘2-6-8	社会福祉法人明石愛老園	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	同
豊岡市社会福祉協議会訪問看護ステーション	豊岡市上陰137-1	社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会	訪問看護・介護予防訪問看護	平成20年8月1日
ホームヘルパーステーションつくし	加古川市平岡町一色東2-22アーク一色	株式会社つくし	訪問介護・介護予防訪問介護	同 月4日
三木市社会福祉協議会ケアプランステーション	三木市大塚1-6-40	社会福祉法人三木市社会福祉協議会	居宅介護支援	平成20年10月1日
在宅介護支援センター三木北	同 市加佐577-1	同 上	同 上	同
在宅介護支援センター三木東	同 市君が峰町3-38	同 上	同 上	同
在宅介護支援センター口吉川	同 市口吉川町殿畑144	同 上	同 上	同
在宅介護支援センター志染	同 市志染町井上744-1	同 上	同 上	同
在宅介護支援センター自由が丘	同 市志染町吉田1241-13	同 上	同 上	同
在宅介護支援センター三木南	同 市福井3-3-12	同 上	同 上	同
在宅介護支援センターひまわり	同 市緑が丘町西4-48	同 上	同 上	同
デイサービスセンター三木北	同 市加佐577-1	同 上	通所介護・介護予防通所介護	同
デイサービスセンター三木東	同 市君が峰町3-38	同 上	同 上	同

デイサービスセンター 口吉川	同 市口吉川町殿畑144	同 上	同 上	同
デイサービスセンター 志染	同 市志染町井上744-1	同 上	訪問介護・通所介護 ・介護予防訪問介護 ・介護予防通所介護	同
デイサービスセンター 自由が丘	同 市志染町吉田1241-13	同 上	通所介護・介護予防 通所介護	同
デイサービスセンター 三木南	同 市福井3-3-12	同 上	同 上	同
デイサービスセンター ひまわり	同 市緑が丘町西4-48	同 上	同 上	同
三木市社会福祉協議会 ヘルパーステーション	同 市大塚1-6-40 三木 市総合保健福祉センター2階	同 上	訪問介護・介護予防 訪問介護	同
三木市社会福祉協議会 訪問看護ステーション	同 上	同 上	訪問看護・介護予防 訪問看護	同
ケアセンターみき	同 市緑が丘町本町1-257 DAIKUビル	株式会社ダイク	居宅介護支援	平成20年8月29日
丹寿荘デイサービスセ ンター	丹波市市島町上竹田2336-1	社会福祉法人兵庫県社 会福祉事業団	通所介護・介護予防 通所介護	平成19年10月1日
社会福祉法人兵庫県社 会福祉事業団丹寿荘短 期入所生活介護事業所	同 上	同 上	短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生 活介護	同
丹寿荘居宅介護支援事 業所	同 上	同 上	居宅介護支援	同
NPO法人若人の広場 復興委員会訪問介護事 業所	南あわじ市福良甲512-3	特定非営利活動法人動 員学徒記念若人の広場 復興委員会	訪問介護・介護予防 訪問介護	平成20年5月1日
デイサービスセンター なごみの郷	朝来市和田山町林垣80-2	医療法人社団馬庭内科 医院	通所介護・介護予防 通所介護	同 年9月1日
J Aみのり社ケアセン ター	加東市沢部613	みのり農業協同組合	訪問介護・居宅介護 支援・介護予防訪問 介護	同 年3月24日



兵庫県告示第323号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
コスモライフ北兵 庫	丹波市柏原町南多田472-1	開設者名称	株式会社アラカワ	株式会社コスモ	平成20年7月1日
J Aみのり加東ケ アセンター	加東市沢部613	事業所名称	J Aみのり社ケア センター	J Aみのり加東ケ アセンター	同 年4月1日

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日

ヘルパーステーション あゆみ	尼崎市塚口町4-46-1	合資会社吉子さんのま ごころ商店	訪問介護・介護予防 訪問介護	平成20年7月31日
訪問看護ステーション すずらん	同 市浜田町5-78-1	尼崎医療生活協同組合	訪問看護・介護予防 訪問看護	同 年9月12日
同 上	同 上	同 上	居宅介護支援	同 年7月31日
訪問看護ステーション のむら	尼崎市大物町1-9-25	医療法人社団秀和会	訪問看護・居宅介護 支援・介護予防訪問 看護	同 年5月31日
ライフサポート咲	同 市東園田町5-112-1	株式会社パティオ咲	居宅介護支援	平成19年10月21日
ケアプランセンターび ーぷる	同 市富松町1-3-19 富 松ハイツ101	特定非営利活動法人び ーぷる	同 上	平成20年5月31日
戸ノ内診療所	同 市戸ノ内町3-29-8	尼崎医療生活協同組合	通所介護・介護予防 通所介護・居宅介護 支援	同 年3月31日
ヘルパーステーション サラン	同 市東難波町3-17-10 尼崎セントラルビル501	有限会社山村組	訪問介護・訪問入浴 介護・介護予防訪問 介護・介護予防訪問 入浴介護	同 年6月30日
東尼崎診療所	同 市杭瀬北新町1-12-8	尼崎医療生活協同組合	居宅介護支援	同
ホームヘルパーステー ション・ハロー	明石市北朝霧丘1-1629-40	有限会社エスパーキン グ	訪問介護・介護予防 訪問介護	平成20年8月6日
カサブランカ	同 市大久保町西島839-1	有限会社エイプラスア ール	同 上	同 年6月30日
カサブランカ居宅介護 支援センター	同 上	同 上	居宅介護支援	同
明石市社会福祉協議会	明石市貴崎1-5-13	社会福祉法人明石市社 会福祉協議会	介護予防訪問介護	平成20年3月31日
きらめいと芦屋	芦屋市公光町9-7 モント ルービル202	株式会社日本医療事務 センター	居宅介護支援	同
豊岡市社会福祉協議会 竹野訪問看護ステーシ ョン	豊岡市竹野町須谷1478	社会福祉法人豊岡市社 会福祉協議会	訪問看護・介護予防 訪問看護	平成20年7月31日
豊岡市社会福祉協議会 但東訪問看護ステーシ ョン	同 市但東町出合433-1	同 上	同 上	同
たけの訪問看護ステー ション	同 市竹野町竹野2944-1	社会福祉法人竹野町社 会福祉協議会	訪問看護	平成18年4月2日
ホームヘルパーステー ションつくし	加古川市尾上町口里40-11 浜の宮ビル	株式会社つくし	訪問介護・介護予防 訪問介護	平成20年8月3日
栗の木荘事業所	たつの市新宮町栗町463-1	社会福祉法人もみじ会	居宅介護支援	同 年4月1日
松下電工エイジフリー ・宝塚デイセンター	宝塚市高司1-6-18 リバ ーウエスト宝塚 1階	松下電工エイジフリー ・デイサービス株式会 社	通所介護・介護予防 通所介護	同 年3月31日
財団法人三木市福祉公 社	三木市大塚1-6-40	財団法人三木市福祉公 社	居宅介護支援	同 年9月30日
財団法人三木市福祉公 社在宅介護支援センタ ー三木北	同 市加佐577-1	同 上	同 上	同
財団法人三木市福祉公 社在宅介護支援センタ ー三木東	同 市君が峰町3-38	同 上	同 上	同

財団法人三木市福祉公 社在宅介護支援センタ ー一口吉川	同 市口吉川町殿畑144	同 上	同 上	同
財団法人三木市福祉公 社在宅介護支援センタ ー志染	同 市志染町井上744- 1	同 上	同 上	同
財団法人三木市福祉公 社在宅介護支援センタ ー自由が丘	同 市志染町吉田1241-13	同 上	同 上	同
財団法人三木市福祉公 社在宅介護支援センタ ー三木南	同 市福井3- 3-12	同 上	同 上	同
財団法人三木市福祉公 社在宅介護支援センタ ーひまわり	同 市緑が丘町西4-48	同 上	同 上	同
財団法人三木市福祉公 社デイサービスセンタ ー三木北	同 市加佐577- 1	同 上	通所介護・介護予防 通所介護	同
財団法人三木市福祉公 社デイサービスセンタ ー三木東	同 市君が峰町3-38	同 上	同 上	同
財団法人三木市福祉公 社デイサービスセンタ ー一口吉川	同 市口吉川町殿畑144	同 上	同 上	同
財団法人三木市福祉公 社デイサービスセンタ ー志染	同 市志染町井上744- 1	同 上	同 上	同
財団法人三木市福祉公 社デイサービスセンタ ー自由が丘	同 市志染町吉田1241-13	同 上	同 上	同
財団法人三木市福祉公 社デイサービスセンタ ー三木南	同 市福井3- 3-12	同 上	同 上	同
財団法人三木市福祉公 社デイサービスセンタ ーひまわり	同 市緑が丘町西4-48	同 上	同 上	同
財団法人三木市福祉公 社ヘルパーステーショ ン	同 市大塚1- 6-40	同 上	訪問介護・介護予防 訪問介護	同
財団法人三木市福祉公 社訪問看護ステーショ ン	同 上	同 上	訪問看護・介護予防 訪問看護	同
丹寿荘デイサービスセ ンター	丹波市市島町市島101- 1	社会福祉法人兵庫県社 会福祉事業団	通所介護・介護予防 通所介護	平成19年9月30日
社会福祉法人兵庫県社 会福祉事業団丹寿荘短 期入所生活介護事業所	同 上	同 上	短期入所生活介護・ 介護予防短期入所生 活介護	同
NPO法人若人の広場 復興委員会訪問介護事 業所	南あわじ市福良甲496- 7	特定非営利活動法人動 員学徒記念若人の広場 復興委員会	訪問介護・介護予防 訪問介護	平成20年4月30日
J Aみのり社ケアセン ター	加東市社1782	みのり農業協同組合	訪問介護・介護予防 訪問介護・居宅介護 支援・福祉用具貸 与・介護予防福祉用 具貸与	同 年3月23日

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	休止年月日
ヘルパーステーション さくら	尼崎市下坂部1-4-17	社会福祉法人虹の会	訪問介護・介護予防 訪問介護	平成19年6月30日
居宅介護支援事業所 あまの里	同 市下坂部3-2-40	同 上	居宅介護支援	平成18年12月31日
マルガリータ潮江	同 市潮江2-19-7	株式会社マルガリータ	同 上	平成20年8月16日
カサブランカ	明石市大久保町西島839-1	有限会社エイプラスア ール	福祉用具貸与・特定 福祉用具販売・介護 予防福祉用具貸与・ 介護予防特定福祉用 具販売	同 年6月30日



兵庫県告示第324号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
沖 野 謙 吾	武庫之荘マッサージ治療院	尼崎市富松町1-10-20	平成20年12月1日
安 田 聡	やすだ接骨院	伊丹市伊丹8-4-27	同 月12日



兵庫県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

整理土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	荻 野 正	丹波市春日町棚原262番地
同	岸 本 俊 己	同 市春日町棚原54番地
同	山 本 薫	同 市春日町棚原116番地
同	河 津 三 藏	同 市春日町棚原1256番地
同	東 浦 清	同 市春日町棚原1801番地
同	上 田 茂 雄	同 市春日町棚原1248番地 2
同	近 藤 節 夫	同 市春日町国領496番地 1
監 事	山 本 浩	同 市春日町棚原150番地
同	足 立 茂	同 市春日町棚原1165番地 4

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	荻 野 正	丹波市春日町棚原262番地
同	岸 本 俊 己	同 市春日町棚原54番地
同	山 本 薫	同 市春日町棚原116番地

同	山 本 健	同	市春日町棚原15番地
同	平 秀 幸	同	市春日町棚原1215番地 1
同	近 藤 憲 生	同	市春日町棚原1216番地 1
同	石 川 秀 雄	同	市春日町国領1731番地
監 事	山 本 浩	同	市春日町棚原150番地
同	足 立 茂	同	市春日町棚原1165番地 4



兵庫県告示第326号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成21年 3 月 10 日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 3 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事（都市型）小規模	高畑地区	平成21年 3 月 24 日から 同 年 4 月 13 日まで	加古川市役所



兵庫県告示第327号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、平成21年 3 月 4 日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）淡河地区南僧尾工区の換地処分をした。

平成21年 3 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県告示第328号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成21年 3 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
川辺郡猪名川町
- (2) 調査を行った期間
平成14年 7 月から平成21年 2 月まで
- (3) 成果の名称
川辺郡猪名川町（民田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
川辺郡猪名川町民田の一部
- (5) 認証年月日
平成21年 3 月 10 日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
平成18年 5 月から平成20年 12 月まで

- (3) 成果の名称
美方郡香美町（村岡区大字作山の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
美方郡香美町村岡区大字作山の一部
- (5) 認証年月日
平成21年3月10日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
平成18年5月から平成20年12月まで
- (3) 成果の名称
美方郡香美町（小代区大字秋岡の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
美方郡香美町小代区大字秋岡の一部
- (5) 認証年月日
平成21年3月10日



兵庫県告示第329号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握するため、家畜の死体の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- 2 実施の区域
県内全域
- 3 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲
月齢又は推定月齢が満24箇月以上で死亡した牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第2項ただし書きに該当する場合及び家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。
- 4 実施の期日
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 5 検査の方法
 - (1) 酵素免疫測定法
 - (2) 疫学的検査
 - (3) 臨床検査



兵庫県告示第330号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 搾乳の用に供する牛の結核病検査
 - (1) 実施の目的
牛の結核病の発生を予防するため
 - (2) 実施の区域
神戸市西区、姫路市、洲本市、伊丹市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区域を除く。）、西脇市、宝塚市、川西市、小野市、三田市、篠山市、養父市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域）、朝来市、淡路市、加東市、多可郡、神崎郡市川町及び同郡福崎町。ただし、共進会の出品候補牛については県内全域。

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。
ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの
イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの
- (4) 実施の期日
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (5) 検査の方法
ア ツベルクリン検査
イ 疫学的検査
ウ 臨床検査
- 2 搾乳の用以外の用に供する牛の結核病検査
- (1) 実施の目的
牛の結核病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
ア 採卵の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (5) 検査の方法
ア ツベルクリン検査
イ 疫学的検査
ウ 臨床検査
- 3 牛のブルセラ病検査
- (1) 実施の目的
牛のブルセラ病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛の2割以上の牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
ウ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛
- (4) 実施の期日
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (5) 検査の方法
ア 凝集反応検査
イ 補体結合反応検査
ウ 疫学的検査
エ 臨床検査
- 4 搾乳の用に供する牛のヨーネ病検査
- (1) 実施の目的
牛のヨーネ病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
神戸市灘区、同市北区、明石市、相生市、豊岡市（平成17年3月31日において城崎郡日高町であった区

域)、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、加西市、丹波市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域を除く。）、宍粟市、加古郡稲美町、赤穂郡及び佐用郡。ただし、共進会の出品候補牛については県内全域。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの

(4) 実施の期日

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ 酵素免疫測定法

ウ 疫学的検査

エ 臨床検査

オ ヨーニン検査

カ 細菌検査

5 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

ウ 公共育成牧場で飼育されている牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

エ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

オ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ 酵素免疫測定法

ウ 疫学的検査

エ 臨床検査

オ ヨーニン検査

カ 細菌検査

6 馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

飼育している馬。ただし、家畜防疫員が検査を不相当と認めたものを除く。

(4) 実施の期日

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 寒天ゲル内沈降反応検査

イ 疫学的検査

ウ 臨床検査

7 鶏のひな白痢検査

- (1) 実施の目的
鶏のひな白痢の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
種卵を採取し、又は採取しようとする目的で飼育している鶏のおおむね1割
- (4) 実施の期日
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア 急速凝集反応検査
 - イ 疫学的検査
 - ウ 臨床検査

8 県外に移動するみつばちの腐そ病検査

- (1) 実施の目的
みつばちの腐そ病の発生を予防するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県域を越えて移動するみつばち
- (4) 実施の期日
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア 肉眼的検査
 - イ 脱脂乳による検査
 - ウ 細菌検査

**兵庫県告示第331号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家きんの高病原性鳥インフルエンザ検査

- (1) 実施の目的
家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため
- (2) 実施する区域
県内全域
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 原則として100羽以上(だちょうの場合は10羽以上)飼養する家きん農場で飼育している家きんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん
 - イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん
- (4) 実施の期日
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (5) 検査の方法
 - ア 血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応検査）
 - イ ウイルス分離検査
 - ウ その他必要な検査

2 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、牛流行熱検査

- (1) 実施の目的

次の家畜の監視伝染病の発生を予察するため

ア アカバネ病

イ チュウザン病

ウ アイノウイルス感染症

エ イバラキ病

オ 牛流行熱

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛(おおむね60頭)

(4) 実施の期日

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(5) 検査の方法

マイクロプレート法による中和試験



兵庫県告示第332号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生予防のため、牛の所有者に対し牛の炭そ予防注射を受けることを命ずる。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 実施の目的

牛の炭その発生を予防するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している牛。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 家畜防疫員が注射を不相当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に注射を受けている旨の証明書を有するもの

(2) その他家畜防疫員が注射を必要と認めた牛

4 実施の期日

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

5 注射の方法

炭そ予防液の皮下注射



兵庫県告示第333号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成17年兵庫県告示第372号(付保義務の発生)で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成21年4月4日限りで消滅する。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

仮屋加入区

森加入区



兵庫県告示第334号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成21年4月5日から発生する。

平成21年 3 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

仮屋加入区
森加入区



兵庫県告示第335号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成21年 3 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
基本測量（基準点測量）
- (2) 作業期間
平成20年 6 月 1 日から平成21年 2 月 19 日まで
- (3) 作業地域
姫路市、豊岡市、たつの市、西脇市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、多可郡多可町、神崎郡市川町、同郡福崎町、揖保郡太子町及び美方郡香美町
- 2 (1) 作業種類
基本測量（基準点測量）
- (2) 作業期間
平成20年 7 月 14 日から平成21年 2 月 19 日まで
- (3) 作業地域
神崎郡神河町



兵庫県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年 3 月 24 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年 3 月 24 日から 2 週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				備考
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
国道 4 2 6 号	豊岡市出石町寺坂字粟谷口1081番 1 から 同 市但東町畑字大野山222番 9 まで	旧	6.0から 25.0まで	909.0	
		新	12.0から 42.0まで	907.0	



兵庫県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年 3 月 24 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年 3 月 24 日から 2 週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 木曾上中田線	淡路市木曾上字紺屋ノ街手7番から 同 市木曾上字紺屋ノ街手9番3まで	旧	8.0から 18.0まで	18.0	
	淡路市木曾上字川田ノ下1173番5から 同 市木曾上字紺屋ノ街手9番3まで	新	5.0から 20.0まで	426.0	



兵庫県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年3月24日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年3月24日から2週間、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 川西篠山線	川辺郡猪名川町木間生字大田1番7から 同 郡同 町木間生字北ノ丁1番1まで	旧	11.0から 18.0まで	197.0	
		新	12.0から 31.0まで	197.0	



兵庫県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年3月24日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年3月24日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大谷鮎原神代線	淡路市木曾下字田中235番1から 同 市木曾上字原ノ前1197番1まで	旧	5.0から 16.0まで	895.0	
	淡路市木曾下字田中235番1から 同 市木曾上字原ノ前1197番1まで	新	12.0から 33.0まで	785.0	

県道 明 神 安 乎 線	淡路市木曾下字田中223番1から 同 市木曾上字原ノ前1197番1まで	旧	5.0から 16.0まで	853.0	
		新	9.0から 31.0まで	729.0	



兵庫県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年3月24日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 9 号	宍粟市千種町西山字蔵谷1049番1から 同 市千種町西山字中須賀1442番1まで	旧	4.0から 16.0まで	868.0	
	宍粟市千種町西山字中須賀1453番1から 同 市千種町室字上ノ木530まで		4.0から 19.0まで	673.0	
	宍粟市千種町西山字蔵谷1049番1から 同 市千種町西山字中須賀1442番1まで	新	15.0から 41.0まで	860.0	一部 予定地
	宍粟市千種町西山字中須賀1453番1から 同 市千種町室字上ノ木530まで		13.0から 29.0まで	658.0	



兵庫県告示第341号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3. 3. 507号内々環状西線
3. 4. 517号高尾線
- 3 事業施行期間
変更前 平成11年2月5日から平成21年3月31日まで
変更後 平成11年2月5日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第342号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた兵庫県土地利用基本計画（平成10年兵庫県告示第660号）の一部を次のとおり変更した。

平成21年 3 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 変更した内容

2 の兵庫県土地利用基本計画図

2 変更した地域

宝塚市、篠山市、朝来市の各一部の森林地域の縮小

なお、変更に係る計画図は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び各県民局県土整備部まちづくり課において縦覧に供する。



兵庫県告示第343号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、中山手地区市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成21年 3 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 組合の名称

中山手地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

変更前 組合設立認可公告の日から平成21年 3 月まで

変更後 組合設立認可公告の日から平成22年 3 月まで

3 施行地区

神戸市中央区中山手通 3 丁目及び下山手通 3 丁目の各一部

4 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通 3 丁目15番19号セントラルハイツ 3 階

5 設立認可年月日

平成16年 8 月 20 日

6 変更認可年月日

平成21年 3 月 10 日

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年 3 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市曾根町字宮ノ前2393番 1

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市米田町米田894番地の 3

タカミ建設株式会社 代表取締役 高 見 充

(3) 許可年月日及び許可番号

平成20年10月24日

兵庫県指令東播（建）第 1 - 12 号（20高砂）

2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加西市北条町横尾字西川向388番 1、389番 1、390番 3

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市中央区八幡通四丁目 1 番38号

株式会社ヤマトプランニング 代表取締役 小 川 誠一郎

(3) 許可年月日及び許可番号

平成20年10月6日

兵庫県指令北播（建）第1-11号（20加西）



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三木サティ食品館

所在地 三木市志染町青山3-9-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 代表者の氏名 住所

西村興産株式会社 立 松 陽 子 三木市志染町青山三丁目14番地の3

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 代表者の氏名 住所

株式会社マイカル 川 本 敏 雄 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

株式会社ハラダ 原 田 巧 三木市本町三丁目1番12号

株式会社フレッシュ 東 田 秀 生 加東市上滝野786番地の6

外4者

イ 変更後

名称 代表者の氏名 住所

株式会社マイカル 松 井 博 史 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号

株式会社ハラダ 原 田 巧 三木市本町三丁目1番12号

株式会社フレッシュ 東 田 秀 生 加東市上滝野786番地の6

外4者

4 変更年月日

平成20年5月30日

5 届出年月日

平成21年3月3日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成21年3月24日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成21年7月24日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 神姫小野ショッピングセンター

所在地 小野市王子町字太良右兵エ門池868番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
株式会社マイカル	松井 博史	大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
神姫バス株式会社	上杉 雅彦	姫路市西駅前町1番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名
株式会社マイカル	川本 敏雄
神姫バス株式会社	上杉 雅彦

イ 変更後

名称	代表者の氏名
株式会社マイカル	松井 博史
神姫バス株式会社	上杉 雅彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社マイカル	川本 敏雄	大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
株式会社三城	多根 裕詞	東京都中央区銀座2-7-17
株式会社ビューカンパニー	松村 洋祐	大阪市淀川区宮原三丁目4-30

外18者

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社マイカル	松井 博史	大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
株式会社三城	多根 裕詞	東京都中央区銀座2-7-17
株式会社伊藤園	本庄 八郎	東京都渋谷区本町1-460

外19者

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

平成20年5月30日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成20年9月20日ほか

5 届出年月日

平成21年3月3日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成21年3月24日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成21年7月24日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ショッピングデパート津名

所在地 淡路市志筑新島10番地3

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
株式会社マイカル	松井博史	大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
津名商業協同組合	河野健	淡路市志筑新島10番地3

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名
株式会社マイカル	川本敏雄
津名商業協同組合	河野健

イ 変更後

名称	代表者の氏名
株式会社マイカル	松井博史
津名商業協同組合	河野健

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社マイカル	川本敏雄	大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
株式会社手芸の丸十	畑陽介	加古川市加古川町中津448番地の1
スナップス販売株式会社	西原浩二	千葉市美浜区中瀬2-6
株式会社ピスモ	藤野哲也	淡路市志筑新島6番地の10

外22者

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社マイカル	松井博史	大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号
株式会社手芸の丸十	畑陽介	加古川市加古川町中津448番地の1
スナップス販売株式会社	成岡富士夫	高知市本町4-1-16

外23者

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

平成20年5月30日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成20年 5 月 30 日ほか

5 届出年月日

平成21年 2 月 27 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成21年 3 月 24 日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成21年 7 月 24 日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号



県立淡路病院建替えに係る建築設計業務の委託者選定プロポーザルの実施

県立淡路病院建替えに係る建築設計業務の委託者を選定するため、下記のとおりプロポーザルを実施する。

平成21年 3 月 24 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 趣旨

施設の老朽化や狭隘化の改善に伴い、淡路圏域における医療技術の高度化への対応、快適な療養の確保を目指した施設として、淡路病院を移転新築整備（約 33,300 平方メートル、441 床）するに当たり、当該建築設計業務の委託者を選定するため、公募によるプロポーザルを実施する。

2 プロポーザルの概要

(1) 名 称 県立淡路病院建替えに係る建築設計業務の委託者選定プロポーザル

(2) 施設概要

ア 敷 地 洲本市塩屋 1 丁目 約 29,000 平方メートル

イ 施設規模 約 33,300 平方メートル、441 床

(3) 提出書類

ア 参加表明書

イ 技術提案書（上記アの参加表明書を評価し、技術提案書の提出を求める者（以下「被要請者」という。）として選定された者にのみ提出を求める。）

(4) 選定方法及び委員会

ア 選定方法

選定は次の 2 段階とする。

(i) 1 次選定

参加を希望する者から提出された参加表明書を県立淡路病院建替えに係る建築設計業務の委託者選定委員会（以下「委員会」という。）が評価し、被要請者として 5 者程度を選定する。

(ii) 2 次選定

被要請者から提出された技術提案書を評価し、委員会が技術提案書を評価し、委員会が技術提案書を特定する。

イ 委員会

被要請者の選定及び技術提案書の特定に係る審査は、下記の委員会で行う。

- 委員長 多淵 敏樹 神戸大学名誉教授
- 副委員長 守殿 貞夫 神戸赤十字病院長
- 委 員 大森 綏子 (社)兵庫県看護協会長
- 糟谷 佐紀 神戸学院大学講師
- 河口 豊 広島国際大学教授
- 野崎 瑠美 (株)遊空間工房取締役
- 齋藤 富雄 兵庫県副知事
- 黒田 進 兵庫県病院事業管理者

(5) 主催者及び事務局

ア 主催者 兵庫県（以下「県」という。）

イ 事務局 兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課営繕第1係（澤田・吉田）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁1号館12階）

3 参加資格

- (1) 県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の「設計・監理」の建築（意匠・構造）、電気及び管のすべてに登録されていること。
- (2) 過去10年以内に竣工した延床面積15,000平方メートル以上の病院建築（新築）の設計実績を有すること。
- (3) 経験が豊富な有資格者を、本件に従事する主任技術者として配置できること。
- (4) 経営状態が健全であると県が認めるものであること。
- (5) 本プロポーザル及びその後の委託契約について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

4 被要請者の選定基準及び技術提案書の特定基準

(1) 被要請者の選定基準（1次選定）

ア 事務所の実力（技術者数・有資格者数、主要業務実績・受賞実績、類似業務実績）

イ 担当チームの能力（資格・経験年数、業務実績）

ウ 業務の実績方針（業務内容の理解度、提案の的確性・独創性・実現性）

(2) 技術提案書の特定基準（2次選定）

ア 事務所の体制（手持業務量）

イ 業務の実施方針・手法及び提案（業務内容の理解度、提案の的確性・実現性、取組意欲、工程計画及び動員計画の妥当性）

5 手続等

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

事務局において配布する。

イ 配布期間

平成21年3月24日（火）から同年4月8日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 参加表明書の提出場所、提出期限及び方法

ア 提出場所 上記2(5)イ

イ 提出期限 平成21年4月8日（水）午後5時まで

ウ 方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便により平成21年4月8日（水）午後5時必着とする。）

エ 参加説明会

(7) 日時 平成21年3月26日（木）午後3時から午後4時まで（午後2時30分受付開始）

(4) 場所 兵庫県民会館304会議室 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号（078）321-2131

(3) 技術提案書の提出場所、提出期限及び方法

ア 提出場所 上記2(5)イ

イ 提出期限 平成21年5月中旬（予定）

ウ 方法 持参

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

上記2(5)イに同じ

(4) その他詳細は、県立淡路病院建替えに係る設計業務の委託者選定プロポーザル募集要項による。

企業庁公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年3月24日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 津川 隆博

1 調達内容

- (1) 購入する物品等の名称及び数量
兵庫県企業庁姫路利水事務所 船津浄水場で使用する電気
予定使用電力量 8,926,900kWh
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
平成21年7月1日から平成22年6月30日まで
- (4) 履行場所
姫路市船津町字平田4552-1 船津浄水場

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の一般競争入札参加資格確認を受けたものとする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業者としての許可を得ているもの又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者の届出を行っているものであること。

3 契約条項を示す期間及び場所

電気供給契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間
平成21年3月24日（火）から同年5月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 閲覧場所
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地
兵庫県企業庁姫路利水事務所
電話（079）281-9604

4 入札説明書の交付期間及び場所

- (1) 交付期間
平成21年3月24日（火）から同年4月7日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁管理局水道課
電話（078）341-7711 内線 5438

5 入札参加の手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び競争参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を入札説明書に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間
平成21年3月25日（水）から同年4月7日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 提出場所
上記4(2)に同じ

6 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成21年5月7日(木)午後1時30分から

場所 兵庫県庁西館5階会議室(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(2) 入札の方法

上記(1)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、平成21年5月1日(金)午後5時までに上記3(2)の場所に必着のこと。

(3) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年4月30日(木)の午後5時までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県(企業庁)を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出した場合。

入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県(企業庁)を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出した場合。

イ 過去2年間に国(公社、公団を含む。)、地方公共団体その他公営企業管理者が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績のある者であって、この契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

(5) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成21年4月7日(火)午後4時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成21年7月1日)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としてしないことがある。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 契約書の作成の要否

要

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 問い合わせ先

上記3(2)又は4(2)に同じ

8 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Takahiro Tsugawa, Director of Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature of the products to be purchased:

Electricity to be used in Funatsu Water Purification Plant

(3) Delivery period: From July 1, 2009 to June 30, 2010

(4) Delivery places:

Funatsu Water Purification Plant

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 April 7, 2009

(6) Deadline for tender:

13:30 May 7, 2009 by direct delivery,

17:00 May 1, 2009 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Oonishi, Himeji Water Utilization Office, Public Enterprises Agency,

Hyogo Prefectural Government 1-98, Houzyou, Himeji-City 670-0947

TEL (079) 281-9604

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する

個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設に関し、指定及び既に指定した施設の指定を取消しした旨並びに既に指定した施設の名称に変更があった旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年 3月24日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

表豊岡市の項中、

「

	中竹野ふるさと館	豊岡市竹野町轟 5
--	----------	-----------

」

を

「

	中竹野ふるさと館	豊岡市竹野町轟 5
	出石永楽館	豊岡市出石町柳17- 2

」

に改め、表養父市の項中、

「

	養父農村勤労福祉センター	養父市広谷280
--	--------------	----------

」

を

「

	養父市立養父体育館	養父市広谷280
--	-----------	----------

」

に改め、表朝来市の項中、

「

	佐囊地区モデルコミュニティセンター	朝来市佐囊1032
	朝来林業総合センター	朝来市多々良木213- 1

」

を

「

	佐囊地区モデルコミュニティセンター	朝来市佐囊1032
--	-------------------	-----------

」

に改める。

教 育 委 員 会 規 則

教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月24日

兵庫県教育委員会
委員長 上 羽 慶 市

兵庫県教育委員会規則第2号

教育財産管理規則の一部を改正する規則

教育財産管理規則（昭和46年兵庫県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「1年」を「3年」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。



教育キャンプ用具利用規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年 3月24日

兵庫県教育委員会
委員長 上 羽 慶 市

兵庫県教育委員会規則第 3 号

教育キャンプ用具利用規則を廃止する規則

教育キャンプ用具利用規則（昭和39年兵庫県教育委員会規則第14号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第 2 号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第 4 条第 1 項、第27条第 1 項及び第31条第 1 項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財、兵庫県指定重要無形民俗文化財及び兵庫県指定史跡名勝天然記念物として次のものを指定する。

平成21年 3月24日

兵庫県教育委員会
委員長 上 羽 慶 市

種 別	文化財の名称	数 量	所 在 地	所 有 者	
重 要 有 形 文 化 財	建造物	高家寺本堂	1 棟	明石市太寺 2 丁目10番35号	宗教法人 高家寺
	考古資料	旧氷上高等小学校校舎 附 棟札1枚 明治18 年の記のあるもの 門 門柱、敷石 柵 基礎石	1 棟	丹波市柏原町柏原688番地 3	丹波市
		藤江別所遺跡出土品	125点	明石市上ノ丸 2 丁目13番地 1 号	明石市
重 要 無 形 民 俗 文 化 財	無形民俗 文化財	曾根天満宮の一つ物	—	高砂市曾根町2286番地の 1	曾根天満宮一つ物神 事保存会

史跡名勝天然記念物	名 勝	円明寺庭園	4,773㎡	朝来市和田山町宮250番地	宗教法人 円明寺
-----------	-----	-------	--------	---------------	----------

道 路 公 社 公 告

兵庫県道路公社公告第82号

兵庫県道路公社において実施する播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の改築工事が次のとおり完了するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第22条第2項の規定に基づき公告する。

平成21年 3月24日

兵庫県道路公社

理事長 柏 原 藤一郎

- 1 路 線 名 播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）
- 2 工 事 の 区 間 姫路市的形町の形から朝来市和田山町加都まで
- 3 工 事 の 種 類 改築
- 4 工事完了の日 平成21年 3月26日